

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第14号

新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱（平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月21日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀幸



第3条中「年度の保険料額のうち、当該減免に係る事由が生じた日以後に納期の末日が到来するもの」を「日の属する月又はその翌月から起算して1年を超えない範囲であって、同条第2項に規定する申請書が提出された日以後に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する保険料」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、広域連合長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第3条に次の1項を加える。

2 前項に規定する減免期間が翌年度にわたる場合においては、減免対象年度ごとに申請するものとする。ただし、広域連合長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

別表中「第4条」を「第5条」に改め、同表条例第19条第1項第1号の項中「前年中」を「減免初年度」に、「前年の」を「減免初年度の」に改め、同表条例第19条第1項第2号の項及び条例第19条第1項第3号の項中「前年中」を「減免申請年度」に、「当該年」を「減免申請年度の翌年度」に改め、同表条例第19条第1項第4号の項中「前年中」を「減免申請年度」に、「当該年における農作物等の減収等」を「減免申請年度の翌年度における農業所得等に係る農業収入等の減少」に、「前年の」を「減免申請年度の」に改め、「災害を受けた日」の次に「の属する月又はその翌月」を加え、「前年中における」を「減免申請年度の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年3月4日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に申請のあった保険料の減免については、なお従前の例による。